

福岡市公報

平成29年12月28日 第6454号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
水 道 局	
○福岡市水道局企業職員証規程の一部改正(訓令第6号)	1
交 通 局	
○福岡市交通局企業職員名札規程の一部改正(訓令第6号)	1
○福岡市交通局企業職員証規程の一部改正(訓令第7号)	2
消 防 局	
○福岡市消防職員証規程の一部改正(訓令甲第15号)	2
教 育 委 員 会	
○福岡市教育委員会職員証規程の一部改正(訓令第13号)	3

水 道 局

福岡市水道局訓令第6号

福岡市水道局企業職員証規程(昭和53年福岡市水道局訓令第2号)の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月28日

福岡市水道事業管理者 清 森 俊 彦

第2条第1項ただし書中「地方公務員法(昭和25年法律第261号)」を「法」に改める。

第4条の見出し中「貸与等」を「改ざん等」に改め、同条中「職員証は」を「職員は、職員証を改ざんし」に改める。

別記様式第1号中「No.」を削る。

交 通 局

福岡市交通局訓令第6号

福岡市交通局企業職員名札規程(昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第5号)の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月28日

福岡市交通事業管理者 阿 部 亨

第2条第1項中「，所属長が名札」を「，名札」に改める。

第3条第2項中「同意」を「承認」に改める。

第5条第1項及び第6条中「所属長に」を削る。

福岡市交通局訓令第7号

福岡市交通局企業職員証規程（昭和49年福岡市高速鉄道建設局訓令第6号）の一部を次のように改正し，平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月28日

福岡市交通事業管理者 阿 部 亨

第2条第1項ただし書中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に，「若しくは」を「又は」に改める。

第4条の見出し中「貸与等」を「改ざん等」に改め，同条中「職員証は」を「職員は，職員証を改ざんし」に改める。

別紙様式第1号中「No.」を削る。

消 防 局

福岡市消防局訓令甲第15号

福岡市消防職員証規程（昭和40年福岡市消防局訓令甲第9号）の一部を次のように改正し，平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月28日

福岡市消防局長 山 下 周 成

第1条中「福岡市消防職員（」の次に「非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）及び臨時的任用職員を除く。」を加える。

第3条第1項ただし書中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に，「若しくは」を「又は」に改める。

第4条中「職員証は」を「職員は，職員証を改ざんし」に改める。

別記様式を次のように改める。

様式

		福岡市職員証	
有効期限	年	月	日
	福岡市	印	

教育委員会

福岡市教育委員会訓令第13号

福岡市教育委員会職員証規程（平成11年福岡市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

平成29年12月28日

福岡市教育委員会

第3条ただし書中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

第4条の見出し中「貸与等」を「改ざん等」に改め、同条中「職員証は」を「職員は、職員証を改ざんし」に改める。

別記様式中「No.」を削る。

